

佐倉市公の施設の貸室等に係る 使用料等の適正化への取組指針

平成20年 3月

「佐倉市行財政運営方針」(第4次佐倉市行政改革大綱)に掲げる「受益と負担のあり方の見直し」の実現に向け、受益者負担の原則^{*1}に基づいて、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するという観点から、市の公の施設^{*2}の貸室等に係る使用料等の適正化について、以下のとおり必要な見直しを行うものとします。

1 見直しの対象

地方自治法(第225条)の規定によれば、普通地方公共団体は行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から「使用料」を徴収することができるものとされています。

本指針による見直しの対象は、市の公の施設に係る使用料のうち、特定の利用者又は団体が施設の一部又は全部について占用的に使用する場合(いわゆる「貸室等」)に係る使用料等^{*3}(以下「使用料等」という。)とします。

公の施設の貸室等に係る使用料等については、利用する人と利用しない人との負担の公平性・公正性を確保するため、市民全体の負担とすべきではないとの考え方から受益者負担を求めることが一般的ですが、利用者がどこまで負担すべきか、税でどこまで補うべきかの考え方については、明確な基準がありません。近隣自治体との均衡を図りながら定められたものも少なくないように思われ、基準が整理されているとは言い難い状況にあります。

このことから、本指針において、公の施設の貸室等に係る使用料等のあり方について、基本的な考え方を整理するものです。

^{*1} 「受益者負担の原則」とは、行政が提供するサービスを特定の者が利用して利益を受ける場合、そのサービスに係る経費について、利益を受けた者が負担すべきであるという考え方です。

^{*2} 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために、普通地方公共団体が設置する施設をいいます。例としては、コミュニティセンター、自転車駐車場、保育園、公園、公民館、図書館、美術館、市民体育館等の施設があります。(地方自治法第244条)

^{*3} ここでいう「使用料等」には、指定管理者が管理する公の施設の利用に係る料金として、当該指定管理者の収入となる利用料金を含みます。(地方自治法第244条の2第8項及び第9項)

なお、「指定管理者制度」とは、地方自治法の一部改正(平成15年9月)により、これまで公的団体等に限られていた公の施設の管理について、法人その他の団体を期間を定めて指定し、その管理を代行させることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された制度です。

2 基本的な考え方

使用料等に係る適正な受益者負担を考える上で、利用する人・しない人の双方が納得いくようにするためには、負担額の設定方法を明確にしておく必要があります。

(1) 使用料等基準額

使用料等の額の算定に当たっては、基本的な計算基準額（以下「使用料等基準額」という。）を求め、これを基礎として近隣市の状況等他の要素も参考にしながら決定することとします。

使用料等基準額の計算方法は、以下の算出式のとおりとします。

原則として、職員人件費を含む施設の管理運営経費を施設全体の面積で除して、1㎡当たりの年間経費を試算します。これに各貸室等の面積を乗じて得られた金額（サービス提供原価）を使用料等基準額とします。

$$\text{使用料等基準額} = \frac{\text{利用時間単価} \times \text{貸室等面積} (\text{m}^2)}{\text{サービス提供原価}}$$

なお、利用時間単価の計算方法は、以下のとおりとします。

管理運営経費（消費税込）の過去3年程度の平均額を施設総面積で除して、1㎡当たりの年間経費を算出します。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たり年間経費} = \frac{\text{管理運営経費}^{*4} (\text{消費税込})}{\text{過去3年程度の平均額}} \div \text{施設総面積} (\text{m}^2)$$

*4「管理運営経費」とは、施設の維持・管理、貸室等に要した職員人件費と、施設の光熱水費、清掃・警備、消耗品購入、土地建物の賃借料等の施設運営に要した物件費の合計額とし、施設建設費や大型備品購入等に係る減価償却費用は算入しないものとします。

これは、施設の設置自体は、市民全体に等しく利用機会を提供するものであり、その費用は市税等で負担することが適当と思われるからです。

1㎡当たり年間経費を年間の開館（利用可能）時間数で除して、利用時間単価を算出します。

$$\text{利用時間単価} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり年間経費} \div \text{年間開館} (\text{利用可能}) \text{ 時間数}$$

(2) 使用料等の見直し区分

本指針における公の施設の貸室等に係る使用料等の見直し区分は、以下のとおりとします。

ア 占用的な利用形態の施設（見直し対象）

当該施設の利用形態が、特定の利用者又は団体により施設の一部又は全部について占用的に使用される場合、本指針における見直し対象とします。

施設名 ()内は施設数	貸室等	見直し	
コミュニティセンター(4)	ホール、会議室、調理室 等		
消費生活センター	活動コーナー		
市民公益活動サポートセンター	会議室		
老人福祉センター	大広間、作業室、教養娯楽室		
農村集会施設(2)	農産加工実習室		
旧堀田邸	居間棟、座敷棟		
公民館(6)	ホール、会議室、調理室 等		
市民音楽ホール	ホール、ホワイエ(ロビー)、練習室 等		
美術館	展示室、控室、ホール		
市民体育館	競技場、トレーニング室、ステージ、 会議室 等 (個人使用を除く)		
男女平等参画推進センター	学習室		(*)
地域福祉センター(2)	会議室、研修室 等		
老人憩の家(3)	集会室、会議室 等		
佐倉草ぶえの丘	研修センター、ログハウス、研修室 等		
飯野台観光振興施設	オートキャンプ場、テニスコート		
青少年センター	実習室、談話室、研修室 等		
公園内有料施設 (岩名運動公園等4公園)	球場、陸上競技場、テニスコート、会議室、 スポーツ資料館会議室 (個人使用を除く)		
青少年体育館	競技場(個人使用を除く)		

(*) 指定管理者制度の導入施設(平成19年度現在。20年度導入予定施設を含む。)については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、指定期間中における利用料金の上限額改定は原則として行わないこととし、次期の指定管理者を募集する際に再度検討することとします。

イ 地域における公益的な利用を主とする施設（見直し対象外）

利用形態としては占用的に使用されるものの、主として地域における公益的な利用が想定される施設は、本指針における見直しの対象外とします。

施設名 ()内は施設数	貸室等	見直し
地域防災集会施設 (5)	地域防災集会所	×
同和対策集会所	同和対策集会所	
佐倉新町おはやし館	多目的室	
心身障害者福祉作業所よもぎの園	地域交流室	
青年館 (1 5)	青年館	

(3) 適用除外

市の公の施設の使用料等のうち、

占用的な利用形態（貸室等）でないもの

生活基盤設備等に係る使用料等

個人利用者に係る使用料等

については、個別の施設ごとに検討するものとし、本指針の適用を除外します。

同様に、

法令等により負担の基準が別に定められているもの

に該当する場合も除外するものとします。

〔適用除外となる施設の例〕

占用的な利用形態（貸室等）でないもの

- ・市民防災啓発センター ・高齢者福祉作業所 ・保育園 ・学童保育所 ・児童センター
- ・児童遊園 ・保健センター ・市民の森 ・野鳥の森 ・道路 ・公園 / 緑地
- ・ヤングプラザ ・幼稚園 ・小 / 中学校 等

生活基盤設備等に係る使用料等

- ・農業集落排水処理施設 ・産業廃棄物最終処分場 ・公共下水道 ・水道施設 等

個人利用者に係る使用料等

- ・自転車駐車場（利用料金） ・入浴施設（入浴料） ・佐倉草ぶえの丘（入園料）
- ・文化財施設（入館料） ・美術館（観覧料） ・競技場 / 体育館 / プール（個人使用） 等

法令等により負担の基準が別に定められているもの

- ・市営住宅 ・心身障害者福祉作業所 ・さくらんぼ園（児童デイサービス）
- ・休日夜間 / 小児初期急病等診療所 ・図書館 等

(4) 使用料等の減額及び免除の見直し

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、使用料等について減額及び免除（以下「減免」という。）をする範囲及び適用については、各施設の設置目的等と照らし合わせるとともに、使用目的の公益性等も考慮しながら見直すこととします。

(5) 激変緩和措置

本指針に基づく見直しの検討段階で算出した使用料等基準額が、現行の使用料を大幅に上回る場合は、そのまま改定を行うと利用者に急激な負担増が生じることから、次のような激変緩和措置を講じることができるものとします。

利用者の急激な負担増を避けるため、料金改定率は、現行使用料の概ね 1.5 倍を上限とすることができる。

これまで利用団体のほとんどが無料で使用している施設の場合は、段階的に見直すこととし、初回の改定に当たり使用料等基準額の 50 % 程度の料金設定とすることができる。

(6) 使用料等の見直し手順

使用料等の見直しに当たっては、社会経済情勢の変化や住民ニーズの変化等に応じて、3年に1回程度、定期的に見直しを行うこととし、次の手順により使用料等を改定することとします。ただし、対象施設や運営経費の計算方法等、手順の詳細については、必要に応じて別に定めることとします。

運営状況の集約

施設の管理運営経費や利用実績等を毎年記録し、過去3年間の記録を集約して、管理運営経費の平均、1㎡当たり年間経費、利用時間単価を算出する。

使用料等基準額の算出

利用時間単価に貸室等面積を乗じて、使用料等基準額を算出する。

料金改定の検討

使用料等基準額と現行の料金体系を比較して、料金改定を検討する。改定に当たっては、減免の取扱い及び受益者負担の激変緩和措置について検討する。

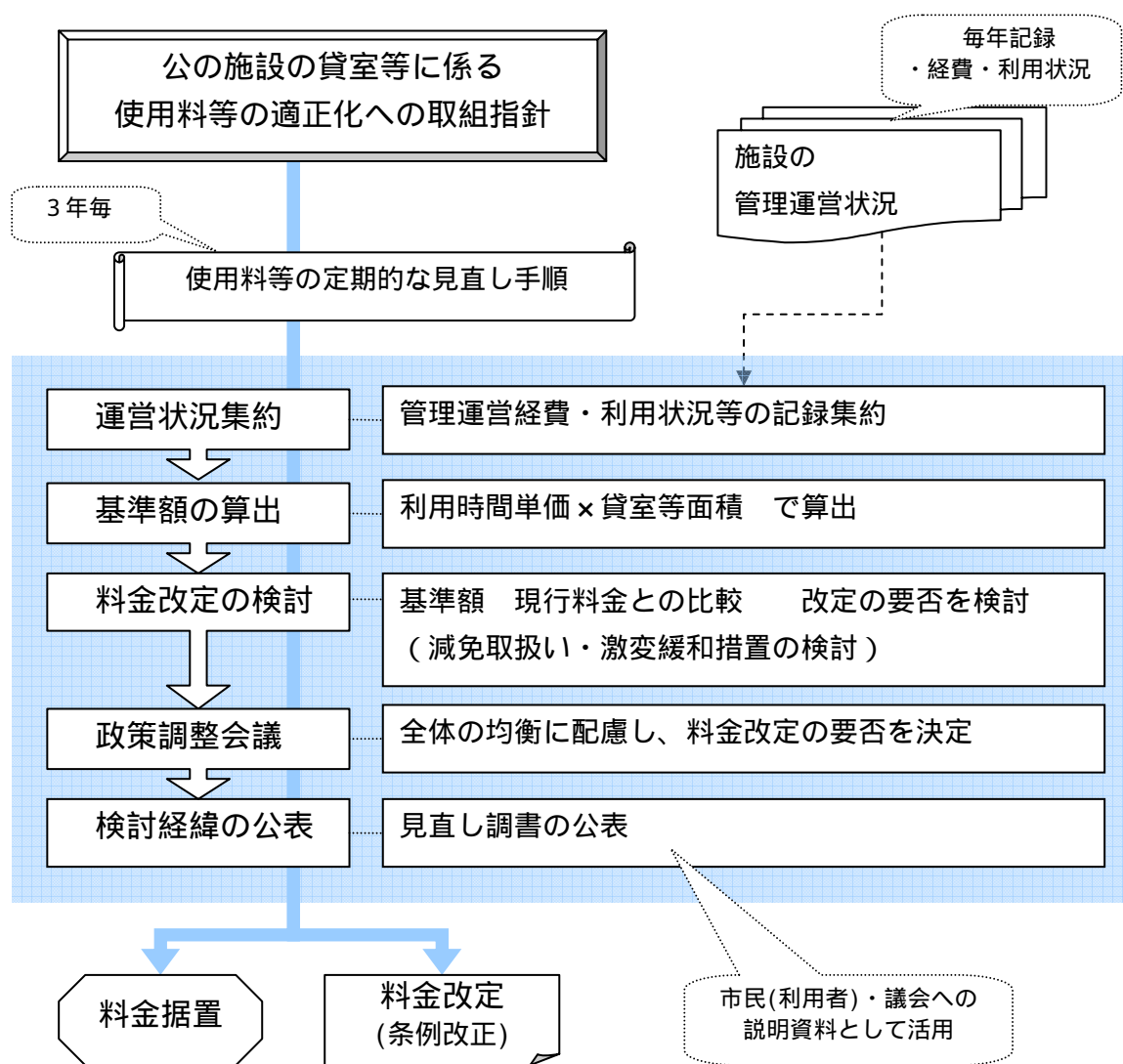
なお、当該施設の管理運営に係る附属機関等を設置している場合は、検討に当たり意見を求めることとする。

政策調整会議^{*5}

類似施設間の料金の均衡や、市全体の方向性等、最終的な料金改定の要否は、政策調整会議において決定する。

検討経緯の公表

以上の検討経緯を調書として取りまとめ、公表する。



^{*5} 佐倉市政策調整会議。市長主宰の下、副市長、教育長、水道事業管理者並びに各部長及び室長から構成され、市政に関する重要な方針及び政策について審議する庁内会議。

3 使用料の金額設定時の留意事項

(1) 端数処理

使用料の金額設定は、原則として使用料等基準額に基づいて算出するものとしませんが、算出の結果、10円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、10円単位の金額を設定するものとします。

(2) 市外利用者や目的外利用の料金設定

本来、公の施設は、市民の利用に供することを目的として設置されているものであることから、市民以外が利用する場合や、使用者が入場料等を徴収して利用する場合、施設の設置目的以外に使用する場合等は、市民の利用が制限されると考えられるため、施設の性質や近隣市の状況等を勘案して、割増料金を設定できるものとします。

4 今後の行政運営における受益と負担のあり方

本指針に示した考え方は、公の施設の貸室等に係る使用料等に限ったものですが、各種手数料や事業等への参加費等についても、サービス提供に要する費用を算出し、受益者に適正な負担を求めていくべきであろうと考えます。

また、今後は市が実施する全ての行政サービスを対象として、受益者負担の原則に基づき、受益と負担の関係を定期的に見直し、市民にとって公平かつ公正な形でサービス提供を図るよう改善を行う必要があると考えます。

受益と負担のあり方を見直すに当たっては、市は徹底した管理運営コストの縮減を前提とするとともに、受益者のニーズに応じたサービス提供を推進する等、一層のサービス向上に努めるものとします。